

議案第 11 号

鴨川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について  
鴨川市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市漁港管理条例の一部を改正する条例

鴨川市漁港管理条例（平成 17 年鴨川市条例第 131 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第 9 条第 3 項中「及び占用の期間は 1 月（工作物の設置を目的とする使用及び占用にあつては 3 年）」を「の期間は 1 年、占用の期間は 10 年」に改め、同項ただし書中「電柱、水道管、ガス管その他の恒久的な施設を設けるために使用する場合、その他」を削る。

第 12 条第 1 項中「採取又は」を「採取若しくは」に改め、「受けた者」の次に「又は法第 43 条第 4 項に規定する認定計画実施者（法第 44 条第 1 項に規定する認定計画において法第 42 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）又は法第 50 条第 1 項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）」を加え、同項ただし書中「同条第 4 項」を「法第 39 条第 4 項」に改める。

別表第 2 中「漁港漁場整備法」を「法」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。